平成２６年（フ）第７３３号
広島市佐伯区皆賀３丁目13番14号
債務者　塚本　悟伺
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　胡木　健志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９６５号
広島市東区中山鏡が丘９番26号
債務者　西東満知子
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺垣　　玲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月15日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２７３号
愛媛県松山市山越６丁目４番８号　二宮マンション305号
債務者　北岡　利一
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　亮二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月14日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６号
愛媛県松山市祝谷東町441番地　コスモスハイツ道後403号
債務者　白石　崇司
1　決定年月日時　平成27年１月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　　潔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月14日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３４７号
横浜市鶴見区元宮２－９－１　株式会社トーヨ工業宿舎、住民票上の住所大分市大字金谷迫135番地の３
債務者　足立　啓介
1　決定年月日時　平成27年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉橋　芳英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月28日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１９号
神戸市須磨区離宮前町２丁目５番６号
債務者　辰巳　皓子
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　和美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月15日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２６３号
和歌山県紀の川市貴志川町岸宮1275番地66
債務者　藤田伊津美
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２９９号
和歌山市神波105－１　中村ハイツⅠ－202号、住民票上の住所和歌山市岡円福院西ノ丁７番地　パークハイツ大新702号
債務者　松村至鶴也
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３６０号
和歌山市加太1086番地の17
債務者　高良　咲子
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３６３号
和歌山市島橋北ノ丁12番15号　パレス島橋202号
債務者　新城　広幸
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３６５号
和歌山県橋本市柱本784番地　天理教真道分教会内、住民票上の住所和歌山県橋本市柱本784番地
債務者　髙木　淳一
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３７４号
和歌山市十二番丁69番地　スカイハイツ十二番丁５－Ｅ
債務者　禮田　英広
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３７９号
和歌山市園部955番地　メゾン春日105号室
債務者　中辻　邦男
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３８３号
和歌山県海南市且来46番地３
債務者　酒田　美保
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２１９号
大阪市東淀川区豊里２丁目１番７－409号
債務者　早水　茂範
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５８号
大阪府茨木市中総持寺町６番９号　ＮＫハイツ401号
債務者　篠塚　梨沙
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４号
函館市谷地頭町16番５号
債務者　井川　隆義
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
函館地方裁判所